

	施設名	ユーミー保育園たかの
	施設所在地	鹿子町407番地1
	設置者	(株)ユーミーケア
	事業開始年月日	平成23年4月11日
	基準を満たす旨の証明書の交付	○
調査年度		令和元年度
1 保育に従事する者の数及び資格	(1)主たる開所時間において保育に従事している者の数が以下の基準を満たしている。 以下を基に年齢別の必要保育従事者数を少数点1桁(2桁以降切り捨て)まで算出し、それを合計した数の端数(少数点1桁)を四捨五入した数の保育従事者を配置している。 乳児:おともね3人につき1人以上 1-2歳児:おともね6人につき1人以上 3歳児:おともね20人につき1人以上 4歳児以上:おともね30人につき1人以上	○
	(2)有資格者(保育士又は児童福祉司(准看護婦含む))を保育従事者の必要数の3分の1以上配置している。	○
	(3)保育に従事する者を、常時、複数名配置している。	○
	(4)保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していない。	○
2 保育室の構造設備及び面積	(1)保育室、調理室及び便所がある。	○
	(2)保育室の面積は乳幼児1人当たり1.65㎡以上確保されている。	○
	(3)調理室については以下の基準を満たしている。 ・調理室が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている。 ※調理機能のみを有している場合であっても、衛生や乳幼児の安全が十分確保されている状態となっていること。 ・区画があっても、扉が閉められない等が無いよう、運用面にも注意をはらっている。 ・衛生的な状態が保たれている。	○
	(4)乳児と幼児の保育を行う部屋が、別部屋となっている。 やむを得ず、同室で保育を行う場合、段差やベビーフェンス等の区画について適当である。	○
	(5)保育室の採光・換気及び安全面の確保ができています。	○
	(6)同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていない。	○
	(7)履物については以下の基準を満たしている。 ・手洗い設備がある。 ・衛生的である。十分な清掃がなされている、石鹸がある等。 ・保育室及び調理室と区画している。 ・乳幼児が安全に使用できる状態である。 ・履物の数がおともね幼児20人につき1以上ある。	○
3 非常災害に対する措置	(1)消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備について以下の基準を満たしている。 ・必要な消火用具を配置し、その有効期限(機能失効)も守られている。 ・職員に消火用具の設置場所及び使用方法が周知できている。 ・避難に有効な退避用経路がある。 ※非常口は避難に有効な位置に設置されている。	○
	(2)非常災害に対する具体的計画の策定ができています。 ・30人以上の施設であり、消防計画の作成、届出をしている。 ・30人以上の施設であり、防火管理者の選任、届出をしている。 ・非常災害に対する具体的計画を立て、毎月1回の訓練を実施している。	○
	(3)非常災害に対する具体的計画を立て、毎月1回の訓練を実施している。	○
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	保育室を2階以上に設置する場合、必要な(設置階数に応じた)条件を満たしている。	○
5 保育内容	(1)保育の内容について以下の基準を満たしている。 (乳幼児1人1人の心身の発育や発達の状態を把握し、保育内容を工夫している。) ・安全で清潔な環境や健康的な生活リズムに配慮がなされた保育の計画を定めている。 a. デイリープログラム等が作成されている。 b. 必要に応じ、入所乳幼児に入浴又は清拭をするなど、身体が清潔に保たれている。 c. 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮している。 d. 外遊びなど、戸外で活動できる環境を確保している。 ・「放任的」な保育になっていない。 ・必要な遊具、保育用品等を備えている。また、安全面・衛生面に配慮している。	○
	(2)保育従事者の保育姿勢等について以下の基準を満たしている。 ・乳幼児の最善の利益を考慮した保育サービスを提供している。 ・保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めている。 ※施設内研修の実施。(保育所保育指針を理解させる機会を設けるなど) ※乳幼児に身体的苦痛を与えたり、人格を傷めることのない等、乳幼児の人格に十分配慮している。	○
	(3)保育者の連携等について以下の基準を満たしている。 ・連絡網又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を連絡し、保護者の密接な連絡を取るよう心がけている。 ・緊急時に保護者へ早急に連絡ができるよう、緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるように周知されている。 ※消防署・かかりつけの病院等もあわせて整備のこと。 ・保護者等から乳幼児の保育の様子や施設の状態を確認する要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲で、これらの要望に対応している。	○
	(4)保育者の連携等について以下の基準を満たしている。 ・緊急時に保護者へ早急に連絡ができるよう、緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるように周知されている。 ※消防署・かかりつけの病院等もあわせて整備のこと。 ・保護者等から乳幼児の保育の様子や施設の状態を確認する要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲で、これらの要望に対応している。	○
	(5)保育者の連携等について以下の基準を満たしている。 ・緊急時に保護者へ早急に連絡ができるよう、緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるように周知されている。 ※消防署・かかりつけの病院等もあわせて整備のこと。 ・保護者等から乳幼児の保育の様子や施設の状態を確認する要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲で、これらの要望に対応している。	○
	(6)保育者の連携等について以下の基準を満たしている。 ・緊急時に保護者へ早急に連絡ができるよう、緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるように周知されている。 ※消防署・かかりつけの病院等もあわせて整備のこと。 ・保護者等から乳幼児の保育の様子や施設の状態を確認する要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲で、これらの要望に対応している。	○
	(7)保育者の連携等について以下の基準を満たしている。 ・緊急時に保護者へ早急に連絡ができるよう、緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるように周知されている。 ※消防署・かかりつけの病院等もあわせて整備のこと。 ・保護者等から乳幼児の保育の様子や施設の状態を確認する要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲で、これらの要望に対応している。	○
	(8)保育者の連携等について以下の基準を満たしている。 ・緊急時に保護者へ早急に連絡ができるよう、緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるように周知されている。 ※消防署・かかりつけの病院等もあわせて整備のこと。 ・保護者等から乳幼児の保育の様子や施設の状態を確認する要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲で、これらの要望に対応している。	○
	(9)保育者の連携等について以下の基準を満たしている。 ・緊急時に保護者へ早急に連絡ができるよう、緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるように周知されている。 ※消防署・かかりつけの病院等もあわせて整備のこと。 ・保護者等から乳幼児の保育の様子や施設の状態を確認する要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲で、これらの要望に対応している。	○
	(10)保育者の連携等について以下の基準を満たしている。 ・緊急時に保護者へ早急に連絡ができるよう、緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるように周知されている。 ※消防署・かかりつけの病院等もあわせて整備のこと。 ・保護者等から乳幼児の保育の様子や施設の状態を確認する要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲で、これらの要望に対応している。	○
6 給食	(1)食器や哺乳ビン及びふん、まな板、なべ等について定期的に消毒が行われている。	○
	(2)調理室、調理、配膳、食器等において十分な衛生管理をしている。	○
	(3)食事前、食器類や哺乳ビン、乳幼児や衛生従事者の間で共有していない。 ※食器類や哺乳ビンをやむを得ず共有する場合には、十分な消毒が必要。 ※冷蔵庫は必需品。	○
	(4)食品の保存に関して適切である。	○
	(5)乳幼児の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患を含む。)等に配慮した食事内容とし、あらかじめ作成した献立にしたがって提供できている。	○
	(6)乳児・授乳後、また、離乳食摂取後に対する配慮が適切に行われている。	○
7 健康管理・安全確保	(1)登園・降園の際、乳幼児の健康状態等の十分な観察をし、保護者からの報告及び保護者への報告を行っている。 ※連絡網を活用するなど、体温・排便・食事・睡眠・表情・皮膚の異常の有無・機嫌等、観察が必要。	○
	(2)身長、体重の測定など、基本的な養育チェックを毎月定期的に実施している。	○
	(3)乳幼児の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施している。 ・緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、職員に周知している。	○
	(4)職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施し、調理(調乳)に携わる職員の月1回の検便を実施している。	○
	(5)最低必要な医薬品、医療品を備えている。	○
	(6)感染症への対応として以下の基準を満たしている。 ※感染症にかかっていることがわかった乳幼児について、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に伝え、 ・感染症にかかった後の再登園について、保護者の協力のもと、かかりつけ医の指示を確認するようになっている。 ・歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどを共有していない。 (7)乳幼児突然死症候群の予防として以下の基準を満たしている。 ・乳児室に職員が在室し、睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察している。 ・乳幼児突然死症候群の予防に配慮している。 (乳幼児を仰向けに寝かせているか、乳幼児室に職員が在室しているか等。) ・保育室において禁煙を厳守している。	○
	(8)安全確保のための以下の基準を満たしている。 ・乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施している。 ※子どもの年齢・発達とそれに伴う危険への配慮。 ※保育室、廊下、トイレ、廊下などにおける危険への配慮。 ※子どもの遊びや活動に伴う危険への配慮。 ・事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っている。 ※開閉の設置、施設等。 ・不審者の立入防止等の対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備している。 ・賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一事故に備えている。 ・死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっている。	○
	(9)提供サービス内容を利用者の見やすいところに掲示している。 ・届出対象施設の掲示義務事項 ・設置者の氏名及び名称及び施設の管理者の氏名 ・提供サービスの設備の規模及び構造 ・施設の名称及び所在地 ・事業を開始した年月日 ・開所している時間 ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ・入所定員 ・保育士その他の職員の配置数又はその予定 ・保育費乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ・緊急時における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項	○
	(10)提供サービス内容を利用者の見やすいところに掲示している。 ・届出対象施設の掲示義務事項 ・設置者の氏名及び名称及び施設の管理者の氏名 ・提供サービスの設備の規模及び構造 ・施設の名称及び所在地 ・事業を開始した年月日 ・開所している時間 ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ・入所定員 ・保育士その他の職員の配置数又はその予定 ・保育費乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ・緊急時における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項	○
	(11)提供サービス内容を利用者の見やすいところに掲示している。 ・届出対象施設の掲示義務事項 ・設置者の氏名及び名称及び施設の管理者の氏名 ・提供サービスの設備の規模及び構造 ・施設の名称及び所在地 ・事業を開始した年月日 ・開所している時間 ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ・入所定員 ・保育士その他の職員の配置数又はその予定 ・保育費乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ・緊急時における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項	○
(12)提供サービス内容を利用者の見やすいところに掲示している。 ・届出対象施設の掲示義務事項 ・設置者の氏名及び名称及び施設の管理者の氏名 ・提供サービスの設備の規模及び構造 ・施設の名称及び所在地 ・事業を開始した年月日 ・開所している時間 ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ・入所定員 ・保育士その他の職員の配置数又はその予定 ・保育費乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ・緊急時における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項	○	
8 利用者への情報提供	(1)提供サービス内容を利用者の見やすいところに掲示している。 ・届出対象施設の掲示義務事項 ・設置者の氏名及び名称及び施設の管理者の氏名 ・提供サービスの設備の規模及び構造 ・施設の名称及び所在地 ・事業を開始した年月日 ・開所している時間 ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ・入所定員 ・保育士その他の職員の配置数又はその予定 ・保育費乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ・緊急時における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項	○
	(2)提供サービス内容を利用者の見やすいところに掲示している。 ・届出対象施設の掲示義務事項 ・設置者の氏名及び名称及び施設の管理者の氏名 ・提供サービスの設備の規模及び構造 ・施設の名称及び所在地 ・事業を開始した年月日 ・開所している時間 ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ・入所定員 ・保育士その他の職員の配置数又はその予定 ・保育費乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ・緊急時における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項	○
9 備える帳簿	(1)職員に関する書類等を整備している。	○
	(2)乳幼児に関する書類等を整備している。	○